

プロジェクト リース

項目 第 117 回リース会計専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 117 回リース会計専門委員会（2022 年 7 月 4 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

表示及び注記の定めについて

2. 借手の表示について、固定資産に新しい「使用権資産」の区分を設けて表示する提案に関して、以下の意見が聞かれた。
 - (1) 貸借対照表において別区分を設けることは、必要以上にリースの存在が強調される恐れがあるため、別区分まで設ける必要はないと考える。
 - (2) リースに関して会計方針や注記での開示内容が増えることが考えられるため、使用権資産として貸借対照表の別掲項目とすることで貸借対照表と開示の繋がりができ、良いと考える。
3. 次の理由から使用権資産を原資産に合わせた区分で別項目にする表示のみとすることを支持する。
 - (1) 使用権資産を区分して表示することで、使用権資産と所有資産の性質が異なることが表現できると考えられる。
 - (2) 原資産ごとに分けることで情報の利用価値が高まると考えられる。
 - (3) 増減表等の開示項目について、使用権資産を除く所有資産についてのみが対象になれば、開示の負担の増加への対応になると考える。
4. 借手の表示については、以下のとおり選択肢を認め、作成者に判断させるのが良いと考える。
 - (1) 使用権資産の性質については様々な考え方があるため、一定の選択肢を認めるのが良いと考える。
 - (2) 原資産が有形固定資産であるものについては有形固定資産において使用権資産として区分して表示し、原資産が無形固定資産であるものについては無形固定資産において使用権資産として区分して表示する、もしくは対応する原資産を自ら所有していたと仮定した場合の表示項目に含めて表示する方法の

選択とすることが現行の日本基準との考え方とも近く理解し易い。

- (3) 原資産にかかわらず、リース単位で有形固定資産または無形固定資産に区分して表示し、どのような根拠で区分したかについて注記することで、作成者がリースをどう捉えているかを表現できる。
5. 使用权資産の性質が明確でないため、無形固定資産にまとめる表示に理屈をつけて説明するのは困難と考える。
6. 短期リース及び少額資産のリースに係る費用の注記については、以下のように考える。
 - (1) そもそも重要性に乏しいものとして会計処理の便法があることを踏まえると、注記を求める論拠をより明確にして頂きたい。
 - (2) 少額資産と短期のリースについては分けて考慮すべきと考える。少額資産のリースに係る費用の注記を求めることには疑問があるが、短期リースに係る費用の注記を求めることには同意する。
 - (3) すべての少額資産のリースを少額資産のリースに係る費用の注記対象とするのであれば、簡便的な取扱いとしての意義が薄くなるため、3百万円の基準を下げてもよいのではないか。
 - (4) ストラクチャリングによりオンバランスを逃れている可能性を確認するために開示が求められていると理解しており、その点は考慮して検討頂きたい。
7. 開示目的を満たすために必要な追加の定性的情報及び定量的情報について、公開草案において個別の質問事項とする場合、会計基準本文に当該項目に関する定めを置かず、当該項目を注記事項として定めない理由を結論の背景に記載する方法（案1）のみを記載するのではなく、重要性があると考えられる項目を例示又は必須の項目として会計基準本文に記載する方法（案2）やすべての項目を例示又は必須の項目として会計基準本文に記載する方法（案3）も記載したうえで質問事項として頂きたい。
8. 定められた注記事項以外であっても、開示目的に照らして重要性があると判断した情報について記載するとすることは、開示目的をより具体的に記載するか又は例示を示さなければ、重要性があるものを作成者及び監査人が網羅的に検討しなければならない、作成者及び監査人の負担になると考えられる。
9. 「原資産を自ら所有していたと仮定した場合の科目」の「科目」について明確化して頂きたい。

10. 使用権資産を他の有形固定資産とは別に示す場合、有形固定資産等明細表等の現行の有形固定資産の開示との関係性についても具体的な検討を頂きたい。
11. リースの貸手の注記について、所有権移転と移転外に関わらず注記することが求められているが、これまで開示が求められなかった所有権移転リースについて、なぜ開示が必要かに関する論拠を明確にして頂きたい。

IFRS 第 16 号における設例の取扱い（リースの識別）について

12. リースの識別の要件である「資産の特定」について、資産が契約に明記されていない場合にも資産が特定され得ることに係る定め¹及び関連する設例²を採り入れないのであれば、結論の背景等で契約に明記されていない場合でも資産が特定され得る点を明確に示して頂きたい。

「収益認識に関する会計基準」の改正案について

13. ソフトウェアを再許諾する取引に関して、借手の無形固定資産のリースについてリース会計基準の範囲に含めることを強制しないことに変更する事務局の提案に同意する。様々な理由が記載されているが、主たる理由は契約の名称にかかわらずリースの判断が行われる点だと考えられるため、この点を中心に結論の背景の記載を行うことを提案する。
14. ソフトウェアを再許諾する取引に関して、借手の無形固定資産のリースにはリース会計基準を適用することを（強制ではなく）容認するとしているが、IFRS 第 16 号の表現に合わせて「適用することはできるが強制はされない」とした方が分かりやすいため、良いと考える。

「リース業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」の取扱いについて

15. 販売型割賦について、販売益に重要性がない場合は金融型割賦とみなして金利部分に含めて会計処理できるとする定めについて、従前の割賦基準を廃止すれば、販売益部分と金利部分は契約ごとに分けて把握されるようになると考えられるため、定めとして記載する必要はないと考える。

以 上

¹ IFRS 第 16 号 B13 項参照

² IFRS 第 16 号 [設例 8]